

食のみやこ鳥取県モニターツアー一造成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

(業務目的)

第1条 この要領は、食のみやこ鳥取県モニターツアー一造成事業業務委託（以下、「業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 食のみやこ鳥取県における「とっとりジビエ」や日本酒に関係する産地体験ツアーを造成することで、参加者に鳥取県産品の食に関する理解や関心を高め、商品や関連事業者に対するファンを増やすことで、鳥取県内の需要拡大につなげることを目的とする。

2 業務の内容は、別添「食のみやこ鳥取県モニターツアー一造成事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

(予算額)

第3条 予算額は金 6,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務（実施）期間等)

第4条 業務（実施）期間は、契約締結日から令和5年2月28日までとする。

2 納入場所、契約者、契約担当部局は、次のとおりとする。

(1) 納入場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課

(2) 契約者

鳥取県知事 平井 伸治

(3) 契約担当部局

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている者であること。

なお、プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年6月28日（火）正午までに以下の場所に提出すること。この際、このプロポ

ーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に以下の場所に必ず連絡すること。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 令和4年6月24日(金)から同年7月20日(水)までの間のいずれの日においても鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和4年6月24日(金)から同年7月20日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

- | | |
|--|--------------|
| (1) 調達公告 | 令和4年6月24日(金) |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和4年6月28日(火) |
| (3) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和4年6月28日(火) |
| (4) 質問受付期限 | 令和4年7月1日(金) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和4年7月20日(水) |
| (6) 食のみやこ鳥取県モニターツアー造成事業業務公募型プロポーザル審査会
(以下「審査会」という。)開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和4年7月27日(水) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和4年7月28日(木) |
| (8) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和4年7月下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和4年8月上旬 |

2 実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和4年6月24日(金)から同年7月20日(水)までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/305863.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び時間

令和4年6月24日(金)から同年7月20日(水)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

(4) 交付資料

- ・調達公告
- ・食のみやこ鳥取県モニターツアー造成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・「企画提案参加申込書（様式第1号）」及び「公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）」
- ・仕様書
- ・企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）
- ・「食のみやこ鳥取県モニターツアー造成事業業務委託企画提案書（様式1）」及び「会社・団体等概要及び事業実績（様式2）」
- ・食のみやこ鳥取県モニターツアー造成事業業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）

（企画提案参加申込書等の提出）

第7条 プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）を作成し、令和4年6月24日（金）から同月28日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに第6条第2項第3号の場所に持参又は送付の方法により提出する。ただし、送付による場合は、同月28日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付け、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

2 企画提案参加申込書等により、プロポーザルへの参加資格の有無について審査を行う。

（企画提案書等の作成及び提出）

第8条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(1) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(2) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和4年6月24日（金）から同年7月20日（水）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年7月20日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

（質問の受付）

第9条 企画提案書の作成にあたって質問がある場合は、令和4年6月24日（金）から同年7月1日（金）までの間に、2の（4）の提出先に、書面又は電子メールのいずれかの方法により提出することとする。（様式は任意）

また、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、同年7月8日（金）までに随時インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/305863.htm>）に掲載して回答する。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

（審査会の設置）

第10条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の内容を評価し、順位を決定するものとする。
- 3 審査会は5名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

詳細の日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

（1）日時

令和4年7月27日（水）

（2）場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁内会議室（又はオンライン開催）

（3）参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、開催時間の10分前までに集合すること。

（評価方法）

第11条 鳥取県は評価要領を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

（提案者の失格）

第12条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

（最優秀提案者の選定方法）

第13条 第11条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

（審査結果の通知、公表）

第14条 鳥取県は、審査結果を参加者全員に文書で通知するものとする。

その概要をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/305863.htm>)で公表するものとする。

(契約の締結)

第 15 条 鳥取県は審査会による審査の結果、評価要領に基づき最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(企画提案書等の取扱い)

第 16 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

(契約の解除)

第 17 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。

- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課長が別に定める。

2 企画提案書等の無効

- (1) 第 5 条の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (2) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 24 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。